

東京大学医学部耳鼻咽喉科同窓会会則 令和6年改訂

(令和6年12月8日同窓会総会承認)

- 第1条 本会は東京大学医学部耳鼻咽喉科同窓会と称する
- 第2条 本会の会員は東京大学耳鼻咽喉科学教室出身者、在籍者およびこれに準ずるものとする
- 第3条 本会の目的
本会員は会員相互の親睦を図り、教室の運営・発展に協力するものとする
- 第4条 本会の事務局は東京大学耳鼻咽喉科学教室内に置く
- 第5条 本会に次の役員を置く
会長 教室主任
幹事長 1名
幹事 9名
幹事の任期は2年とし、会長が委嘱する。幹事は会務の運用にあたる。任期は4月より2年後の3月までとする
- 第6条 毎年1回、定例総会を開催し、会務・会計の報告および必要事項の協議を行う。臨時総会は会長もしくは会員の1/5の要請により招集することができる。このほか、適宜親睦会を開催することができる
- 第7条 1) 総会および幹事会の議決は、出席者の多数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する
2) 但し、本会の会則の変更には、総会に出席した会員の2/3の議決を必要とする
- 第8条 毎年同窓会通信、同窓会名簿を発行する。その費用は会費をもってまかなうものとする。年会費を5年以上納めないものは、同窓会通信、同窓会名簿を受け取る資格を失うものとする。本人から退会の申し出があった場合は、速やかにその手続きを行うものとする
- 第9条 満80歳に達したものは名誉会員とする
- 第10条 会員であって本会ならびに教室の名誉を著しく傷つけた場合には同窓会幹事会の決議を経て会長がこの者を除名することができる
- 第11条 会費および寄付
1) 会員は年会費12,000円を納入するものとする。また、すでに納入した会費は返却しない。
2) 名誉会員は会費の納入を免除する
3) 会員および篤志者の寄付を受けることができる。ただし、総会において報告するものとする。東京大学委任経理を利用した寄付については、教室代表者が教室の財政状況を総会にて件数と総額を報告する。使用の内訳は年報に掲載する。